

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0713)
処分担当名	同上
処分の名称	障害補償費の支給申請
概要	被認定者が指定疾病にかかったことによる労働能力の損失等を填補するため、15歳以上の被認定者に対し、請求に基づき公害健康被害認定審査会の意見をきいて、障害の程度（特級～3級）に応じて定期的に一定額を支給します。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第25条第1項、第26条第1項 公害健康被害の補償等に関する法律施行令第8条、第9条、第10条、第11条 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則第19条 公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月28日環保企第109号） 公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月28日環保企第110号） 公害健康被害の補償等に関する法律施行令第10条に規定する指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準 （昭和49年8月31日環境庁告示第47号） 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について（平成13年5月24日環保企第587号）
審査基準	第25条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者（政令で定める年齢に達しない者を除く。）の指定疾病による障害の程度が政令で定める障害の程度に該当するものであるときは、当該被認定者の請求に基づき、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、その障害の程度に応じた障害補償費を支給する。 第26条 障害補償費の額は、被認定者の障害補償標準給付基礎月額に相当する額にその者の障害の程度に応じた政令で定める率を乗じて得た額（指定疾病による障害の程度が前条第1項の政令で定める障害の程度のうち最も重度である障害の程度に該当するものである場合にあっては、その額と政令で定める介護加算額とを合算した額）とする。 2 障害補償標準給付基礎月額は、労働者の賃金水準その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が、中央環境審議会の意見を聴いて定める。
標準処理期間	3か月
経由日数	2日
提出先	お住まいの区の保健福祉センター保健業務担当
提出時期	随時
提出方法	・障害補償費請求書(様式第12号) ・主治医診断報告書(様式第32号) ・医学的検査報告書(様式第35号) ・レントゲンフィルム、心電図等 をお住まいの区の保健福祉センター保健業務担当へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の保健福祉センター保健業務担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371516.html
備考	